

令和8年度青の煌めきあおもり土産魅力発信業務 仕様書

1 業務の目的

本県土産品の認知度向上や事業者のデジタルマーケティング活用による販売力強化を図るため、本県で開催される第80回国民スポーツ本大会及び第25回全国障害者スポーツ大会（以下「あおもり国スポ・障スポ」という）と連動した土産品の人気投票や店舗における販売強化等を実施する。

2 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

3 業務の内容

（1）土産品人気投票の企画・運営

県内事業者から人気投票に参加する土産品を公募し、特設ウェブサイトにおいて各商品の魅力等をPRする。

県民及び県にゆかりのある方を対象に、特設ウェブサイト上でのウェブ投票を実施し、投票の結果、食品・工芸等の各部門合計で上位30商品程度を選出するとともに、その中で特に上位の商品について表彰式を実施する。

投票期間は6月下旬頃から7月末までを想定している。

なお、人気投票に参加する県内事業者は県が別途募集を行う。

また、より多くの土産品の認知度向上を図る観点から、部門は食品部門及び工芸部門を基本とし、その他複数の部門を企画・設定すること。

ア 特設ウェブサイトの企画、設計及び構築

- ・人気投票に参加した各土産品の情報発信やウェブ投票を実施する特設ウェブサイトを企画し、構築する。
- ・幅広い層のアクセス機会を確保するため、スマートフォン等各種デジタルデバイスの画面表示に対応可能なレスポンシブデザインでの設計とすること。
- ・ウェブサイト全体を通じて統一したデザインとし、操作に一貫性を持たせ、閲覧者がストレスを感じることがないように、分かりやすさと視認性を確保し、アクセシビリティに配慮した構成及びデザインとすること。
- ・検索エンジンの最適化等、有効なSEO対策により、アクセス向上につながる手法を実施すること。
- ・アクセス解析ツールを設置すること。
- ・各事業者のホームページや土産品のECサイトのリンクを掲載するなど閲覧者の購入意欲を高めるような構成及び内容とすること。

イ 特設ウェブサイトの運用保守

- ・システムの保守及び運用やトラブル発生時の対応等、システムが安定稼働するよう、平日営業日9：00～17：00は県からの問い合わせに対応できるよう体制を整え、ソフトウェアのアップデート、利用者のアクセス履歴やログの取得等定期的に保守を行うこと。
- ・常に最適な環境で利用できるよう、発見されたバグ等については適宜修正作業を行うこと。

- ・システムへの不正アクセス又はセキュリティ侵害が発生した場合は、県に報告するとともに、速やかに回復作業を行うこと。また、公開期間中は、常に最新のセキュリティ情報を収集し、県と協議の上必要となるプログラム修正等を行うこと。
- ・運用で発生する通信料、管理料及び使用料等については全て当契約に含めて調達すること。

ウ 投票結果の集計

- ・投票結果をとりまとめ、各部門合計で上位 30 商品程度を選出する。
- ・上位商品以外の土産品の P R にもつながるよう、情報発信の方法等について工夫を図ること。
- ・投票結果について特設ウェブサイトや S N S 等において情報発信を行い、周知を図ること。
- ・投票結果の発表は 8 月下旬頃を想定している。

エ 投票への参加率等を高める話題性のある企画の立案及び実施

- ・県民や来県者の関心を集め、本事業への注目度を高めるような企画を立案し、実施する。(例：S N S を活用したキャンペーン、著名人を活用した情報発信等)
- ・なお、複数の企画を立案し、県と協議の上決定した企画を実施するものであること。

オ 表彰式の企画及び運営

- ・上位入賞商品等の P R につながるような表彰式を企画する。
- ・各部門の特に上位の商品については順位づけせず表彰を行い、その他の選出商品も併せて会場に展示する。
- ・会場設営や撤去、資料の印刷・配布等、当日の運営を行う。
- ・表彰式は 9 月上旬頃、青森市内（県庁の会議室を含む）での開催を想定している。なお、会場の手配及び会場使用料の支払いは県が行う。

カ 周知・広報

- ・人気投票の実施に当たり、S N S 等を活用した情報発信やチラシによる広報活動を行い、周知を図ること。

(2) 事業者のスキルアップセミナーに対する助言

県が別途実施するデジタルマーケティング活用に関するセミナーについて、参加事業者が本事業においてもすぐに活用でき、スキルアップが図られるよう、内容について本事業との関連性等の観点から助言を行う。

(3) 県内土産品売り場での販売及びオンラインによる情報発信の強化

県が協力を依頼した土産品販売店舗において、あおもり国スポ・障スポの会期中に上位入賞商品等について特設コーナーの設置等により販売を強化するとともに、S N S 等を活用した情報発信を行い、オフライン・オンラインの両方で土産品の認知度向上や販売促進を図る。

ア 販促資材の企画・制作及び配布

- ・土産品販売店舗の特設コーナー等で使用する POP やステッカー等の販促物を企画・制作し、販売店舗へ配布する。

イ 特設ウェブサイトや S N S などのオンラインを活用した情報発信

- ・実店舗での販売強化のほか、特設ウェブサイトや S N S 等を活用し、オンラインでの情報発信を行う。

(4) 参加事業者に対するアンケート等による事業効果の検証

- ・参加事業者のうち、上位入賞商品の事業者に対し、事業効果等を測るためのアンケートを実施し、とりまとめる。
- ・特設ウェブサイトのアクセス数等を分析し、事業効果を検証する。

4 特設ウェブサイトに係るシステム要件及びセキュリティ要件

(1) システム要件

- ・使用するサーバ等の機器はホスティングサービスとする。
- ・ドメインは県庁ホームページのサブドメインを使用する予定であり、庁内担当課へのサブドメイン申請は県が行うこととするが、サブドメイン申請に必要な情報について県に提供すること。
- ・セキュリティ証明等に係る手続きも本業務に含んで行うこと。なお、サブドメインを使用する場合はサーバ事業者側が拒否する等の特段の事由がない限り、県のセキュリティ証明書を提供可能である。
- ・特設ウェブサイトの構築、管理、運営に必要となる機器は全て受注者側で準備すること。
- ・アーカイブが増えても快適なレスポンスを維持するシステムであること。

(2) セキュリティ要件

- ・ネットワークを介した不正アクセスに対して、ウイルス対策、ファイアウォール等適切な対策がとられていること。
- ・データについては、毎日バックアップを行うこと。
- ・受注者は、県が別途提示する情報セキュリティポリシーの内容を十分に理解し、本業務に関係する全ての者にその遵守を徹底させること。
- ・県は、受注者が上記に掲げる情報セキュリティポリシーに基づき適切な管理を行っているか、業務期間中随時確認を行い、その結果に基づく指摘等を行うことができるものとする。また、県から指摘等があった場合、受注者はその内容に従わなければならない。

5 業務完了報告

本業務完了後、令和9年2月26日（金）までに下記の書類を提出すること。

- (1) 委託業務完了届 1部
- (2) 業務実績報告書 1部
 - ・概要版及び詳細版（いずれもA4版とし、概要版は2枚以内）
- (3) (1) 及び (2) の電子データ

納品場所

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県経済産業部地域企業支援課 マーケティング支援グループ

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

受注者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。本事業の実施に係る責任者を配置すること。

(2) 守秘義務

受注者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

7 業務の一括再委託の禁止

受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、書面により県の承諾を得て、業務の一部を委託することができる。

8 その他

- (1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、県及び受注者の協議により業務を進めるものとする。
- (2) 天変地異その他やむを得ない事由により仕様内容の一部が遂行できない場合は、委託料の額を変更するものとする。
- (3) 受注者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一、第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責任において解決するものとする。
- (4) 本業務の成果品に関し、著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定める全ての権利を含む）及び所有権は、全て県に帰属するものとする。ただし、成果品に含まれる受注者が従来から権利を有している受注者固有の知識、技術に関する権利等については受注者に留保されるものとし、受注者がこれらを利用し成果品に類似した製品を作成することを妨げない。